

事業名	認知症対策事業費	財務コード (事業)	730415
-----	----------	---------------	--------

細事業名	高齢者権利擁護等事例報告検討会開催事業費
------	----------------------

担当部課室	福祉保健 部 長寿社会 課 介護サービス振興 担当 (内線)	3132
-------	--------------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 H18 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(委託)		
事業の目的	誰(何)を対象に 介護保険施設等の職員	その対象をどのような状態にして 身体拘束の廃止等高齢者の権利擁護の取り組み事例に関する情報提供、情報交換、情報の共有化が図られている。	結果、何に結びつけるのか 質の高い介護サービスの実現
	事業の内容 ※主に23年度 ○事業内容 権利擁護等の取り組み事例等に関する報告検討の場を設置し、事例に関する情報提供、情報交換を行うことにより、権利擁護等への取り組みのさらなる充実を図る。 ○対象者 介護保険施設等における身体拘束廃止に関する責任者及び介護職員、看護職員等 ○実施方法(年1回) 開催日:平成24年1月31日 会場:山梨県自治会館 講堂 参加者:76名 ○委託先 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会		
根拠法令等	高齢者権利擁護等推進事業実施要綱 山梨県高齢者権利擁護等推進事業実施要領		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	研修参加人数	98	90	76	90	100	目標設定の考え方 介護保険施設等身体拘束実態調査対象施設数の半数程度の参加者数を目標とする。 データの出典等 実績報告書
	活動指標達成率 (実績値/目標値)		84.4 %				
成果指標	介護保険施設等において身体拘束を受けていないサービス利用者の割合	96.39% (7168/7361)	100%	98.03% (8046/8207)	98%	100%	目標設定の考え方 検討会により権利擁護の意識や理解が深まり、身体拘束が解消されると考え、100%を目標として設定する。 データの出典等 介護保険施設等身体拘束実態調査
	成果指標達成率 (実績値/目標値)		98.0 %				
決算額、予算額	152		147	155	148	成果指標によらない成果 参加した施設職員から、「共通の問題を抱えている施設が多く、身体拘束廃止に取り組む上で事例報告検討会での報告例が参考となった」という声が寄せられている。	
(千円) うち一財額	76		74	78	74		
所要時間(直接分)	72 時間		72 時間	72 時間	72 時間		
所要時間(間接分)	時間		時間	時間	時間		
所要時間計	72 時間		72 時間	72 時間	72 時間		
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	146		146	146	146		

III これまでの事業の見直し・改善状況

--

#### IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
b	b	介護保険施設等身体拘束実態調査の結果では、入所者全体の身体拘束者の割合は2.0%であり、調査を開始した平成12年度から年々減少しており、事例報告検討会での取り組み等により身体拘束廃止を含め高齢者の権利擁護等に関する意識や理解が深まっているものと判断できる。 また、事例報告検討会への参加人数は、目標人数を下回るものの、参加者からは、「共通の問題を抱えている施設が多く、身体拘束廃止に取り組む上で事例報告検討会での報告例が参考となった」という声が寄せられており、意図した成果はほぼ上げている。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

#### V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の 判断項目
有	介護ニーズの多様化や認知症高齢者の増加などにより、介護保険施設等には、身体拘束の解消を含め、幅広い権利擁護の取組が求められており、従来から実施してきた「介護保険施設等身体拘束実態調査」についても権利擁護の視点から調査内容を見直すこととしており、本事例報告検討会においても、実態調査の調査内容の見直し内容の検討と併せ、より幅広い権利擁護の取組事例の報告及び事例検討の場となるよう見直しを図る。 また、より参加しやすい検討会とするため日程等についても見直しを行う。	m

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

#### 二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説 明	IV以外の 判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

#### VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	介護現場においては、身体拘束の解消のみならず権利擁護の幅広い取り組みが求められていることから、事例検討においては、直面している広範な事例を扱うこととともに、開催時期については現場の意見を参考に、より参加しやすい日程調整を行う。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。